生野区教育行政連絡会設置要綱

制　　定　平27．２．13
最近改正　令８．４．１

（設置）
第１条　生野区における本市施策の推進に関し、区内の大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校の長（以下「学校長」という。）との必要な連絡調整、意見交換等を行うため、生野区教育行政連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２条　連絡会の所掌事項は、本市が推進する様々な施策のうち学校と関連するものに係る、生野区長、生野区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局生野区担当教育次長（以下単に「区長」という。）と学校長との間の連絡調整、意見交換及び情報交換並びに区役所又は関係局から学校長に対する連絡事項の伝達とする。

（組織）
第３条　連絡会は、次の各号に掲げる職にあるものをもって構成する。
(1) 区長
(2) 生野区副区長及び教育委員会事務局生野区教育担当部長
(3) 生野区役所教育支援担当課長兼教育委員会事務局総務部生野区教育担当課長
(4) 学校長
２　区長は、会議を主宰し、会務を総理する。

（会議）
第４条　区長は連絡会の開催にあたっては、第３条に掲げる他の構成員と調整するものとする。
２　区長は、必要と認めるときは、第３条に掲げる構成員以外にも地域団体の関係者等の出席を求めることができる。
３　連絡会は、公開とする。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）第７条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

（会議録の公表）
第５条　区長は、連絡会の開催の都度、遅滞なく会議録を作成し、公表するものとする。

（庶務）
第６条　連絡会の庶務は、生野区役所地域まちづくり課において処理する。

（施行の細目）
第７条　この要綱の施行について必要な事項は、第３条に掲げる他の構成員に意見を求めたうえで、区長が定める。

附　則
この要綱は、公布の日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和８年４月１日から施行する。